

第 2 回

逗子市情報公開運営審議会

令和4年3月25日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和4年3月25日(金)

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

議 題

- (1) 令和3年度上半期の情報公開制度の運用状況について(報告)
- (2) 令和3年度不服第1号の処理結果について(報告)
- (3) 「広報ずし」のページ数の変更予定について
- (4) その他

出 席 委 員 (6名)

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	前 田 康 行
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	鈴 木 弥 奈 子
委 員	不 破 理 江

欠 席 委 員 (1名)

委 員	野々山 隆 幸
-----	---------

事務局等出席者

情報公開課長	矢 島 小 百 合
情報公開課 副 主 幹	栗 原 達 也
情報公開課 会計年度任用 職 員	杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0名

配付資料

1. 令和3年度逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和3年度上半期の情報公開制度の運用状況
3. 令和3年度不服第1号の処理結果について
4. 「今後の地域医療等に関する逗葉医師会長と面談記録」

午前10時06分開会

○稲葉会長 皆様、お待たせいたしました。それでは、皆様おそろいのございますので、逗子市の情報公開運営審議会の規則第3条第2項に従いまして、現在半数以上の方が御出席でございますので、有効ということで、これより会議を始めさせていただきます。

コロナ感染の中、マイクを使ってお話しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。聞こえにくければ手を挙げてください。また、マスクもしておりますので、御了承ください。

本日は、野々山委員が所用により欠席ということで、また、鈴木良太委員が所用により途中で退席する旨の届けを頂いておりますので、鈴木委員におかれましてはお時間までよろしくお願ひいたします。

特に傍聴者はおられないようなので、これでこのまま開催いたします。

矢島課長、よろしくお願ひいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○稲葉会長 それでは、議事に入りますので、よろしくお願ひいたします。

まず、配付資料の確認は、今、矢島課長よりしていただきました。

資料のほうは皆さんよろしいですね。おそろいだとは思いますが、特に問題があれば挙手しておっしゃってください。

それでは、議題1の令和3年度上半期の情報公開制度の運用状況について、矢島課長から説明をお願ひいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、令和3年度の上半期における情報公開制度の運用状況について、御説明させていただきます。

先日送付しました資料1を御覧ください。

令和3年度の上半期分、4月から9月までの状況ということで、9月30日現在の状況となります。

まず、上半期分の1の公開請求件数と決定件数ですが、合計欄を御覧ください。

①の全部公開が9件、②の一部公開が3件、③の非公開がゼロ件、④の却下

がゼロ件、⑤の不存在が2件、こちらの主な理由は、Aの会議録等で未作成、または作成途中のものが1件、それ以外が1件となっております。

⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中がゼロ件、⑧の取下げがゼロ件、⑨の延長が1件でした。こちらの延長につきましては、延長件数としてカウントするため、その後にそれぞれ決定はなされていますが、それぞれの請求月に件数は残ります。

⑩の請求件数の合計は14件です。⑪インターネット請求につきましては、請求件数の内数になりますが、4件となっております。

また、⑫の口頭請求4件ありますが、一度公開請求があつて公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭による公開請求ができるということで、その場で情報を確認できるというものです。これは条例の第9条、ハンドブック98ページに規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、後ほど御説明させていただきますが、資料の8ページに内容が記載されております。

以上が、令和3年度上半期公開請求決定件数ですが、参考までに申し上げますと、昨年度、令和2年度の上半期分の⑩の請求件数の合計は28件、うちインターネット請求が18件でしたので、請求件数は昨年度に比べ減っております。

それから、2の公開請求の所管別内訳につきましては、基地対策課が4件、総務課が1件、管財契約課が2件、次のページ、2ページになりますが、戸籍住民課が1件、高齢介護課が3件、都市整備課が1件、下水道課が1件、消防予防課が1件となっております。それぞれ内容につきましては、3ページから5ページに記載されております。後ほど簡単に御報告させていただきます。

それから、2ページの3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申出等につきましてもありませんでした。

5の同一人による請求件数ということで、4件請求した方が1人、2件請求した方が1人、1件請求した方が8人で、実請求者数は10人となっております。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者数10人のうち1人で、10%となっております。

それでは、3ページ以降になりますが、令和3年度上半期の情報公開請求

内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきます。

まず、3ページの基地対策課、9番、こちらネット請求ですが、池子住宅地区及び海軍補助施設に関する記録の請求で、不存在決定となっております。こちらは作成中であったため、12番で再請求し全部公開となっております。

次に、4ページになりますが、総務課、1番、こちらは窓口請求ですが、平成29年4月21日付、沼間5丁目に関する訴状で、一部公開決定で、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報が非公開となっております。

同じページの管財契約課、2番につきましては、同じく窓口請求で、桜山9丁目の廃道敷確定図で、一部公開決定で、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報が非公開となっております。

同じく管財契約課、14番につきましても、窓口請求で、逗子2丁目の市有地査定図になりますが、一部公開決定で、こちらも条例第5条第2項第1号の個人に関する情報が非公開となっております。

同じページの高齢介護課、7番は窓口請求で、職員の出張命令書ですが、出張した事実がないためとの理由で、不存在決定となっております。こちらは神奈川県が年度を間違えた文書を公開したとの理由で、どちらの日付が本当か確認したかったということで、理由をおっしゃられておりました。8番と連動したものです。8番のほうで平成31年2月6日分の出張命令書ということで、全部公開になっておりますので、平成30年のほうが恐らく間違っていたのだと思います。

以上、令和3年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきましたが、条例第5条第2項の非公開とすることができる情報について、個人情報第1号関係につきましては、ハンドブック61ページから67ページに具体的に記載されております。

次の6ページは、令和3年度情報公開運営審議会の開催状況で、当審議会の開催状況になります。

それから、7ページの情報提供の内訳ということで、こちらは市政情報広場で対応したものの内容ですが、上半期はありませんでした。

情報提供の推進につきましては、条例第22条、ハンドブック153ページです。そちらのほうに規定しておりまして、情報提供につきましては、基本的に所管

の判断によるものですが、こちらは情報公開係の窓口で対応したもののみの件数となっております。

請求の手續を得なくても提供できる情報であると判断されたものです。今回ゼロ件となっておりますけれども、情報提供は情報公開条例によることなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく行政機関が自らの意思に基づいて、その裁量によって保有をする情報を外部に提供するものです。

それから、次に、8ページになりますが、こちらは、1ページで御説明しました⑫の口頭請求4件の内訳となります。先ほども申し上げましたが、口頭請求は条例の第9条に基づきます。ハンドブック98ページに、解釈の1に、ただし既に公開請求により公開された情報については、書面による請求手續を要しないこととし、口頭による公開請求ができるものとする規定されています。そちらに基づいて請求されたもので、口頭請求の内訳につきましては、御覧のとおりですが、4件については過去の年度に公開請求された、開示されたもので、請求者に既に公開請求により公開された情報である旨をお伝えし、口頭請求として対応したものです。

次に、9ページになりますが、令和3年の4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況となります。

こちらにつきましては、条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされております。こちらはハンドブックの146ページから150ページになります。

11ページは、上半期分の市政情報広場の利用状況になります。

12ページは、11ページの3、総合案内の内訳で、情報公開課の主に会計年度任用職員が対応しております。

13ページは、有償刊行物の頒布状況です。

運用状況につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○**稲葉会長** よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ただいま御説明ありましたように、1件不服の申出があったという話も、次の議題に移りますが、第1議題について御説明いただきました。

特に御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○鈴木（良）委員 上半期は去年から半減とのことですが、これは総合病院の話が一段落し、それに関する問合せは少なくなったからでしょうか。もう1点、下半期も昨年度に比べて少ないようなのでしょうか。2点の質問です。

○矢島情報公開課長 総合病院誘致の関係の請求が減ったというところもあるんですけども、コロナの関係で少し皆さんの動きが減って、請求が減ったというものの影響、事業者の方が請求する場合もありますので、その分も減った部分はあるとは思いますが。実は令和3年度の下半期は伸びています。

○鈴木（良）委員 そうなんですか。

○矢島情報公開課長 少し、はい。

○鈴木（良）委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

特にございませんでしたら、議題の2に移らせていただきます。

不服の申出に関わる調査結果と処理結果について、事務局より御報告お願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、議題2の令和3年度情報公開制度不服等の申出処理状況について、御報告させていただきます。

下半期に不服の申出があったもので、令和3年度全体の運用状況の報告で説明すべきですが、1月に処理結果が出ているので、概要に基づき先に御報告させていただきます。

こちらにつきましては、令和3年12月20日に不服の申出があり、令和4年1月18日付で、処理結果を不服申出者御本人に通知しております。勧告、意見等がない場合には、不服申出者への受理結果通知になりますので、ホームページには概要のみ掲載しております。

今回、資料2として委員の皆様にご送付させていただきました様式そのものは掲載してはおりませんが、内容は変わりません。情報公開審査委員のページの令和3年度に掲載しております。

こちらに、資料2に記載のとおり、処理の結果は、実施機関に対し勧告ないし意見の必要はないとされましたが、付言がありました。

経緯としましては、不服申出者は令和3年12月15日付で今後の地域医療等に

関する逗葉医師会との面談記録の職員作成オリジナルメモ（要点筆記録）の情報公開請求を行いました。実施機関、国保健康課になりますが、令和3年12月17日付で面談記録作成のため取ったメモは、作成後廃棄しており、要点筆記録は作成していないためという理由で、情報不存在決定を行いました。

不服申出者はこの決定に対し、12月20日付で情報公開審査員に対し不服の申出を行いました。不服申出者は12月15日付の請求の前に11月26日付で、今後の地域医療等に関する逗葉医師会との面談記録、令和2年11月26日の情報公開請求を行い、実施機関は同日付で全部公開決定をしております。こちらの資料につきまして、申し訳ありません、先にお配りしていなかったもので、今お配りさせていただきます。

（資料配付）

○矢島情報公開課長 事前にお配りしていなくて、申し訳ありませんでした。

不服の申出の概要のほうに戻りますが、記載のとおりとなりますけれども、不服の申出の要旨については、面談記録の内容について、不正確な記載になっており、面談時間に比べ内容が少ない。このため面談記録作成のため、職員作成オリジナルメモの公開を請求したところ、不存在の決定があった。しかし、職員作成オリジナルメモは適正に管理されるべきものである。情報公開条例第15条第9項第6号に基づき、文書の作成及びその妥当性をオンブズマンが意見できるように、メモの廃棄を面談記録の保管期間に合わせて禁じるべきであるとの申出内容でした。

これを受けまして情報公開審査委員は、不服申出者からの聴取、関係所管からの聴取を行いました。その概要は調査結果等に記載のとおりです。不服申出者は、面談記録作成のために取ったメモも面談記録の保管期間に合わせ保存すべきであり、不存在であるならばメモを新たに作成すべきとの主張をされていいますが、そちらには理由がないとされました。

また、面談は総合的病院誘致の計画について、従来の方針確認と現状報告のための面談であり、市の方針には全く変更ないとする実施機関の説明に、特段不合理な点はないとされましたが、面談記録の内容が明確でなく、趣旨が分かりにくい表現となっている点が審査委員から御指摘がありました。

処理結果としましては、概要にありますように、付言が2つありまして、1

件が面談記録の記載漏れ、記載誤りについて。もう1件は、情報公開請求のあった面談記録そのものではありませんが、そちらを供覧したときの文書、鑑について、一連の文書として公開すべきものが立入調査の際に発見されたので、今後のチェック体制について付言があったものです。

以上、不服の申出の処理状況の概要について御報告させていただきます。

以上です。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明で何か御質問がございましたら、どうぞ。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木（良）委員 鑑文書というのは何ですか。

○矢島情報公開課長 すみません。今日そちらのほう、そうですね。お手元に今日配付しました、こちらです。この一番表の供覧の文書です。これが機械というか、電子供覧でされる場合、電子供覧でチェックを入れますので、これが今回、皆さんにお配りしたものが、電子供覧が終わった後に打ち出したものです。

今回の場合は、実はちょっと複雑なんですけれども、電子でチェックをするんですが、文書管理システムというのがあるんで、電子で供覧しましたというチェックをするんですが、本書については紙で回したんです。そのときにつけた同じようなこの紙がありまして、ここに供覧済みがないものです、を打ち出しまして、そこにこの2枚目以降の面談記録をつけまして供覧をしているんですが、そのときにあった文書も、実は書き込みがあったので、そちらのほう相手方のほうにこの面談内容でよろしいかという確認をしましたということのメモがあったんです。ですので、情報公開の請求者に対しては、そちらのほうも併せて公開すべきだったということで、審査委員から付言があったものです。これが鑑です。

すみません。先ほど御説明不足なところがあるんですが、不服の申出者の申出の中で、ごめんなさい、審査委員のほうの面談記録の記載漏れ、記載誤りというところは、不服の申出者からの御指摘があったんですが、実はこの面談記録、1ページ目、2ページ目を見ていただくと、場所が市長応接室になっていまして、市側の出席者が福祉部長、福祉部参事になっているんです。請求者の方からも御指摘があったんですが、市長応接室で対応していて、市長の出席が

なかったのかということで御指摘があつて、確認したところ、市側の出席者の記載のところに市長が抜けていた、それがまず1点です。

それから、市側、面談内容のところ、本来ですと、市側と書いてあるんですけども、ここは市長がお話ししているのです、市側ではなく市長ということで、この後に御指摘を受けまして、国保健康課のほうは訂正をしております。そちらのほうも不服申出の方から再度請求がありまして、訂正したものということで、情報公開請求で出ておりました。

以上です。

○稲葉会長 ただいまの御説明でよろしゅうございますでしょうか、特に。

○鈴木（良）委員 鑑文書というのは、要するにこの1ページ目の右の供覧したチェックが抜けている紙のことをいうんですか。

○矢島情報公開課長 そうです。これが鑑文書というものなんです。

○鈴木（良）委員 これというのは、1枚目ですか。

○矢島情報公開課長 もう1枚あつて、紙を回すときに……。

○栗原情報公開課副主幹 決裁をとるときに、まずこの紙をつけますと、承認者は、今、供覧済みと書いてあるところにレ点のチェックをするんです。承認者がレ点でチェックすると同時に、システム上に見ましたというのを入力をするんです。それが自分のところに戻ってきたときに、それぞれシステム上で見ましたというチェックをしていただいているので、新たにこの用紙を1枚プリントアウトして、供覧済みというふうに機械上に印刷されたものを手元に残す。結果的にこの様式が全く同じものなんです、ここに供覧済みと印字されているものと、実際供覧したときにそれぞれの職員がレ点のチェックをしたものと2つ残るような形になります。そのうちの1枚が抜けていたということになります。

○鈴木（良）委員 鑑というのですね。

○栗原情報公開課副主幹 そうなんです。

○稲葉会長 よろしゅうございますね、それでは、これについては。

ほかに御質問はございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

矢島課長、御説明をまたお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、議題3の「広報ずし」のページ数変更について御報告させていただきます。

再任の委員の方々におかれましては、前期において「広報ずし」に関し、御審議いただき、御意見をいただいたところです。特に昨年度につきましては、慣れない書面会議でしたが、貴重な御意見を賜りありがとうございました。今回、企画課長より、「広報ずし」のページ数の変更予定について連絡がありました。内容的にはこれまで掲載依頼の量に合わせて、「広報ずし」定例号のページ数は変更してきたところですが、ホームページやSNSなどによる情報発信が進んできたことも踏まえ、2022年度から「広報ずし」のページ数は変更する予定とのことでした。

具体的には24ページでの発行を年6回、16ページでの発行を年6回と変更し、特集ページやズームアップ、キッズ通信欄を縮小することでした。

それから、ホームページに記載しておりますが、令和3年度神奈川県広報コンクールで、「広報ずし」11月号が広報紙部門で優秀賞、「広報ずし」9月号が広報写真部門組み写真で優秀賞を受賞したとのこと。広報紙部門での入賞は6年連続とのこと。うれしいニュースですので、この場をお借りして情報公開課から御報告をさせていただきました。

以上です。

○稲葉会長 ありがとうございます。

「広報ずし」は私も非常に情報源として利用させていただいて、内容的には非常に満足しております。最近、市で発行された公文書に大きなミスプリントがあったりしておりますけれども、この「広報ずし」には非常に内容的に満足している、私は満足しております。ありがとうございました。

ほかに何か御質問はございますでしょうか、御意見など。

どうぞ。

○花野委員 SNSとかホームページでの情報発信のほうが増えるという理解でよろしいのでしょうか。

○矢島情報公開課長 企画課のほうに質問した回答の内容で、今答えさせていただいてよろしいですか。

これまで市民の次のアクションにつながるような情報等について、特集記事

等で周知を図ってきましたが、市から市民へという方向の情報発信だけでなく、市民間での情報共有、情報発信がSNSを用いて行われている状況のため、市ホームページ、SNS等をはじめとした情報発信媒体の特徴に合わせた効果的かつ効率的な情報発信を行うため、「広報ずし」のページ数を減らすこととしましたとのことでした。

一般的にSNSの利用者は20歳から49歳で90.4%、50歳から69歳で75.8%で、若い世代向けの情報はホームページやSNSとうまく連動させることで、誌面を効率よく活用してもらおう。一方、重要な情報や高齢者向けの情報は丁寧な説明とともに、読んでもらえるような誌面づくりを心がけ、メリ張りのある誌面の構成をするとのことでした。

主に特集のページ数を減らしますが、巻頭特集については、おおむね各月になるため、さらに丁寧な取材を重ねて内容を深く掘り下げるとのことでした。

以上です。

○花野委員 ありがとうございます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、どうぞ。

ちょっと待ってください。

鈴木委員、先に。

○鈴木（良）委員 失礼しました。

○鈴木（弥）委員 こっちの鈴木でいいですか。

○稲葉会長 先に手を挙げられた鈴木委員から。

○鈴木（良）委員 すみません。

多分、片面2枚の両面折り返しだと思いますので4ページ分なくなりますね。

削減は了承なんですけれども、二次元バーコードとかURLをいっぱい記載してリンク先を残してほしいという要望があります。このような要望意見があったということを残してほしいと思います。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。伝えます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

次の、どうぞ御質問。

○鈴木（弥）委員 もちろん、今SNSとかのほうが新鮮な情報というか、新し

い情報もどんどん見ていただけるし、確かに高齢者の人とか、そういうインターネットを見ないような方もたくさんいらっしゃいますので、紙で発信するの
をずっと続けたいといけないと思うんですけれども、なので、ページ数減らす
というのは全然、時代に沿ったことです。率直に、今まで幾ら、多少の経費の
削減とかになるんですか。その辺はあまり関係ないですか。

○矢島情報公開課長 こちらのほうでは、予算額までは確認していないんですけれども。実は、広報のほうも、当審議会の意見を受けてどのようなことを対応
してくれたかということで、質問を、書面なんですけれども回答をもらっています。そちらの中のちょっと御報告をさせていただくと、御指摘にありました
適切な文字量、表現についての情報を受ける側の目線に立った広報づくり、二
次元コード搭載など、市民がさらに詳しい情報へと到達できる工夫については
引き続き取り組んでいくということでした。

それで、市民の意見を積極的に取り入れる仕組みについては、「広報ずし」、
市ホームページへの意見を、市ホームページから送信できるフォームを作成し
まして、その旨の記事を今年度「広報ずし」9月号に掲載しております。

それから、パブリックコメントの募集、市民委員等の募集記事が2色で目立
たない、につきましては、誌面の編成によっては、市民委員等の募集記事等も
フルカラーページとしています。一方で、主にフルカラーページには写真、グ
ラフ等を含む記事を掲載しているため、今後もパブリックコメントの募集、市
民委員等の募集記事には2色刷り等することが多いと思われ、ということ
で、意見を受けて対応したところについては、そういうお話なんですけれども、
それプラス広報につきましては、今職員が主に対応しているところもあるよう
ですけれども、今後は事業者の選定を行いまして、業務委託を行うというふう
に聞いています。ですから、費用がどう変わるかというのをお調べしてまたご
連絡か、来年度の第1回のときにお答えできるような形でもよろしいでしょ
うか。

○鈴木（弥）委員 それで結構です。

誌面の編集を外部委託するには取材とか、どんな記事を掲載するかというの
を考えるのは市の職員。

○矢島情報公開課長 職員、はい。

○鈴木（弥）委員 だけれども、それを実際に取材に行ったり、文字を実際に起こしたり、どういう誌面にするかというのを外部委託するという。

○矢島情報公開課長 そうですね。令和5年2月号から制作業務の委託化を行う予定というふうに伺っています。平成29年度の緊急財政対策に伴いまして、平成30年度から業務委託を行わないで広報誌の制作、編集業務を職員がほぼ全て行ってきましたが、民間事業者への誌面編集、デザイン等、業務を委託することとしまして、民間事業者の専門的な技術や知識を活用することとし、一方で、職員は記事にする事業の選定や、時間をかけた取材を通じて、市民を主役とした記事作りに注力するというふうに言うておりました。

○鈴木（弥）委員 外注するというということは、そこでお金がかかることですから、全体の金額としては減るかどうかわからないということですよ。

○矢島情報公開課長 そうですね。そのあたりの情報は、今日は把握してないので、確認しておきます。

○鈴木（弥）委員 大丈夫です。おそれいります。ありがとうございます。

○不破委員 今伺ったのは、一般的に市がどんなことを私たちがやっているかというのを見られるのが広報、そういうのは結局SNSでやっている人たちのほうが見やすいので、そっちに重点を置かれていくということがひとつ。それから、今外注に出そうとしているが、費用的にはまだわからないので、それはお調べになって教えてくださいという話です。

普通は広報、紙でいただきますと、やっぱり新聞のように来るので、取りあえずは取り上げて、見やすいです。SNSだと自分から入り込んでいって、よほど関心がないと見ないというような特徴があると思うんですけども、その辺、市のSNSサイトの利用者は増えているということはあるから、そういう形になるのかなということを思って、その辺はどうなんですか。

○矢島情報公開課長 こちらが直接の担当ではないので、そちらも併せて御意見として、よろしいでしょうか。

○不破委員 はい、一緒をお願いします。

○稲葉会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。ご意見など。

よろしゅうございますか。

それでは、次のその他の議題、矢島課長、何かございますでしょうか。

○矢島情報公開課長 その他のうち、2点ございまして、1点は個人情報保護条例改正に係る情報公開条例の影響についてになります。現在、個人情報保護条例の改正につきまして、個人情報保護運営審議会で審議いただいております。個人情報保護法に統合される関係で、実施機関など情報公開条例と異なる可能性もあり、整合性について今後当審議会で御審議いただくことになります。

来年度以降の審議会で諮らせていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目は日程調整になります。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

御質問ございませんか。よろしいですか。

○矢島情報公開課長 日程調整の件でよろしいですか。

○稲葉会長 どうぞ。

○矢島情報公開課長 次回の会議開催は5月から6月頃を予定したいと考えておりますけれども、コロナウイルスの感染状況や、個人情報保護条例改正に係る検討により、影響が出る可能性もあります。改めて日程調整をし、通知させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○稲葉会長 ということでございますので、皆様よろしくどうぞ御協力をお願いいたします。

ほかに本日予定しておりました議題は全て終わりました。特に何かございましたら、どうぞ。

全般のこと何でも結構ですが、よろしゅうございますか。

それでは、本日はお忙しい中、期末でお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

これをもちまして本会議を終了させていただきます。

また、次回はただいま事務局からも説明がありましたように、5月か6月、また日を追って御連絡することになると思います。よろしくどうぞお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

これにて解散いたします。

午前10時48分閉会